

岩手県告示第 578 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 7 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 水沢米里線
  - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区玉里字白山通 209 番 1 地先から字柳沢 1 番 3 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
- 2 (1) 路線名 一関北上線
  - (2) 供用開始の区間 奥州市水沢区黒石町字箕輪 73 番 1 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
- 3 (1) 路線名 江刺東和線
  - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区米里字太田 79 番 3 地先から 74 番 6 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
- 4 (1) 路線名 花巻衣川線
  - (2) 供用開始の区間 奥州市衣川区上衣川字古館 104 番 1 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
- 5 (1) 路線名 江刺金ヶ崎線
  - (2) 供用開始の区間
    - ア 奥州市江刺区稲瀬字関根 125 番 2 地先から 94 番 4 地先まで
    - イ 奥州市江刺区愛宕字別当 38 番 5 地先から 36 番 7 地先まで
    - ウ 胆沢郡金ヶ崎町西根本宮後 33 番 1 地先から 33 番 4 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
- 6 (1) 路線名 口内伊手線
  - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区広瀬字青谷 85 番 1 地先から 90 番 1 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで

7(1) 路線名 北上水沢線

(2) 供用開始の区間 胆沢郡金ヶ崎町西根二ツ堤 45 番 26 地先から 40 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 7 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 21 年 7 月 7 日から同年 8 月 7 日まで